相楽東部広域連合生涯学習サポーター要項

（趣旨)

第1条　この要項は、社会教育のさまざまな分野で、自己の知識や特技を活かし、講師として活躍したい人「生涯学習サポーター」（以下「サポーター」という。）が、円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、サポーターの登録制度を設置し、その実施について必要な事項を定める。

(管理運営主体)

第２条　サポーター登録の管理及び運営の主体は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(活動内容)

第３条　サポーターとして登録された者（以下「登録者」という。）の活動の対象は、次のものとする。

（１）各サークル及び同好会活動、ＰＴＡ活動、自治会の軽スポーツ、子育てサークルの活動、老人クラブの学習会、学校の総合的な学習等。

（２）登録分野の具体例

|  |  |
| --- | --- |
| 分野 | 具体例 |
| 子育て・家庭教育 | 育児、家庭教育支援など |
| 親子活動・子ども講座 | 親子の活動、子どもを対象とした講座など |
| 家庭生活・趣味 | 料理、住まい、生活安全、健康、福祉、手芸、工作、園芸、写真、囲碁、将棋など |
| 人文・社会科学 | 地理、歴史、語学、政治、経済など |
| 自然科学・産業技術 | 環境保護、パソコン、ビジネス、建築など |
| 文化・芸術 | 絵画、音楽、芸能、文学、書道など |
| スポーツ・レクリエーション | 球技、武道、ダンス、体操など |
| その他 | まちづくり、ボランティアなど |

(登録の条件)

第４条　サポーターとして登録できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす個人とする。

（１）笠置町、和束町及び南山城村（以下「３町村」という。）に在住、在勤で登録時の年齢が２０歳以上の者

（２）サポーター及びこの登録制度の趣旨を理解し賛同する者

（３）生涯学習に関する専門的知識や、技能、経験等があり、利用者の要望に応じて指導・支援等が可能な者

（４）政治、宗教又は営利活動を目的としない者

(登録者の募集)

第５条　サポーター登録は、令和２年２月３日から随時受け付けることができることとする。

(登録の期間)

第６条 サポーターの登録期間は、令和５年４月１日から３年を経過する令和８年３月３１日までとする。

(登録申込みの手続き)

第７条　サポーター登録をしようとする者は、「生涯学習サポーター登録申込書（様式１号）」（以下「登録申込書」）という。）に必要事項を記入し、教育委員会に提出するものとする。

(登録の決定等)

第８条　登録申込書の提出があったときは、教育委員会内で審査を行うものとし、第４条に定める条件を満たしている場合は、サポーターとして登録するものとする。

２ 前項の確認において、第４条に定める条件を満たさないことが判明した場合は、教育委員会はサポーターに登録しないものとする。

３ サポーターに登録しないことを決定した場合、教育委員会は、速やかに、登録の申込を行った者に対して、登録しない旨について理由を付して伝えなければならない。

(登録内容の変更)

第９条　登録者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合は、登録申込書に変更した事項を明示し、速やかに教育委員会にその変更内容を申し出なければならない。

(登録の解除)

第10条　登録者が、登録期間内に、サポーター登録の解除を希望する場合は、「サポーター登録解除届（様式２号）」により、教育委員会に申し出ることができる。

(情報の管理)

第11条　教育委員会は、サポーター登録を決定した場合は、サポーター登録台帳に、登録申込書に記載された情報（以下「登録情報」という。）を記載し、管理する。

２ 教育委員会は、相楽東部広域連合個人情報保護条例及び同条例施行規則に基づき、登録情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報の提供)

第12条　教育委員会は、３町村在住・在勤の５人以上のグループ（以下「依頼者」という。）からの問合せに基づき、依頼者に登録情報を提供することができるものとする。

(登録の取消)

第13条　次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、教育委員会は、登録を取り消すことができる。

（１）登録者から登録の解除の申し出があったとき

（２）登録者が活動中に、政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき

（３）登録者の申請内容に偽りがあったとき

（４）その他、登録者としての適格性を欠いていると認められたとき

(サポーター活動の開始までの手続き)

第14条　依頼者が、サポーター活動を必要とする場合は、教育委員会に対して、登録情報の提供を求めるものとする。

２ 依頼者は、提供のあった登録情報から希望内容を選び教育委員会に問合わせる。

３ 希望内容に応じて、教育委員会は依頼者に候補者の連絡先を紹介する。

４ 依頼者は、前項において、条件等が合致した候補者に対して、活動の依頼を行うものとする。

５ 登録者は、前項の依頼後、依頼者の要請に基づき、適宜、活動を行うものとする。

(登録情報の取り扱い)

第15条　依頼者は、第１２条の規定により提供された登録情報を適正に管理し、利用後は、速やかに廃棄しなければならない。

２　依頼者は、提供された登録情報を、サポーターの目的以外に利用してはならない。

(登録者の遵守事項)

第16条　登録者は、サポーターとして活動を行うにあたり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。活動終了後も同様とする。

　（謝礼・実費等）

第17条　登録者は、活動に対する謝礼の有無を登録申込書に記入し、有償の場合は交通費を含めて１回２時間を目安に相談する。金額は５,０００円を上限とし、材料費の実費は依頼者の負担とする。

(庶務)

第18条　サポーター登録の管理及び運営に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(細則)

第19条　この要項に定めるものほか、サポーター登録の管理及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要項は、令和２年２月３日から施行する。